

欧州の知的財産概況

2021年4月9日

世界知的所有権機関（WIPO）日本事務所 Webセミナー

ジェトロ・デュッセルドルフ事務所

知的財産部長 小太刀 慶明

1. Brexitの知的財産分野での影響
2. 欧州単一効特許・統一特許裁判所制度発効に向けた動き
3. 標準必須特許関連の動向
4. 欧州特許庁 (EPO)
5. 欧州連合知的財産庁 (EUIPO) の動向
6. その他の動向

2020年1月31日 英国が欧州連合 (European Union) を離脱

離脱前

欧州連合加盟は28カ国→27カ国へ

- EU加盟28カ国
 - 人口：5億1,261万人（2018年）
 - 面積：432万km²（日本の約11倍）
 - 名目GDP総額（2019）*：16.4兆ユーロ（18.4兆ドル**）



（参考：日本：5.0兆ドル、米国：20.6兆ドル、中国13.4兆ドル）

離脱後

*日本貿易振興機構（JETRO）ウェブサイトより

** 1ユーロ = 1.12 ドル

- EU加盟27カ国
 - 人口：4億4,682万人（2019年の各国合計）
 - 面積：429万km²
 - 離脱後の名目GDPは？ …英国の名目GDP総額（2018）は2.8兆ドル*

⇒離脱協定に基づき、離脱後は移行期間に入っていたが、英EU双方がこれを延長しないと決定し、**移行期間も2020年12月31日に終了。**

離脱協定における知的財産関連規定(第54条～第61条, 第97条)

- EU商標、共同体意匠、共同体植物品種権を移行期間終了日までに保有していた場合：
移行期間終了後も出願等の手続・費用を求められることなく英国内の権利として引き続き保護されなければならない旨規定。
- 出願が移行期間終了時点で係属中の場合：
移行期間終了後一定期間内（商標・意匠は9月以内、植物品種権は6月以内）、英国内で同様の出願を行う権利を有する旨規定。出願日等は、EU商標、共同体意匠、共同体植物品種権の出願日等と同じとみなされる。
- 権利の消尽： 移行期間終了前にEUと英国の両方で消尽した知財権は、EU、英国の両方で消尽したままとなる。
- 代理人： 移行期間満了前からの欧州連合知的財産庁（EUIPO）の手続を代理していた代理人は、その手続を引き続き代理することができる。
(移行期間は2020年12月31日まで。1年または2年延長可。(第126条、第132条))

英国・EU間の通商・協力協定

- 2020年12月24日、欧州委員会、英国政府との間で協定に合意
- 2020年12月30日、英国議会は同協定を承認。
- 2021年1月以降は暫定適用期間（4/30まで）。欧州議会の同意（Consent）を経て、EU理事会で正式決定予定。

【英国政府公表の合意概要】(知的財産関連部分)

- 本協定には、知的財産権の高い水準の保護及び行使を提供する知的財産に関する前例のあるコミットメントが含まれ、これらには、特許・商標・意匠等の登録知的財産権、著作権・営業秘密・非登録意匠等の非登録の権利が含まれる。これらの規定は、TRIPS 協定及び WIPO の条約等の国際協定で定められた水準について言及するとともに、多くの分野で当該水準を超えるもの。
- 本協定には、相互に関心のある知的財産問題に関する協力及び情報交換のためのメカニズムが含まれる。また、本協定は、英国及び EU にとっての規制上の柔軟性を維持しており、英国が国内の優先事項に沿って知的財産制度を構築することを可能にしている。
- 地理的表示(GI)に関しては、本協定は、英国及び EU が独自のルール及びそれぞれのスキームの将来の方向性を定めることを可能にしている。英国及び EU は、GI に関する見直し条項に合意しており、当該条項は、英国及び EU が、両者の利益になると合意した場合には、GI の保護及び国内での行使に関するルールに合意するよう合理的な努力を払うことができることを規定している。

【欧州委員会による説明】(知的財産関連部分)

- 知的財産権の尊重に関する具体的かつより詳細な基準で、既存の国際的な多国間法的枠組みを補完。
- 特に、これらの強化された基準は、著作権についてのみならず、商標、意匠、特許(補充的保護証明書)、営業秘密・他の開示されていない情報の保護、植物品種権、及び、知的財産権の行使(水際取締りを含む)にも適用。
- 2020 年末までに EU で既に登録されている全ての EU の地理的表示は離脱協定により英国で保護。EU が将来登録できる地理的表示の保護に関する規定は、英国との間で合意できず。

【特許】

- 欧州特許制度は、(EUの枠組みと異なる)欧州特許条約 (EPC) に基づく制度
→ Brexitの影響なし
- 医薬品等の特許権の保護期間の延長に係る補充的保護証明書 (SPC) は、移行期間終了後はEU規則 (規則 (EC) No 469/2009、規則 (EC) No 1610/96) が適用されなくなり、英国国内法で対応。

【商標】

- 既存のEU商標は、英国知的財産庁 (UKIPO) が同等の英国商標を自動的に付与 (離脱協定第54条)。(その後の更新は各庁で。)
- マドリッド制度のもと、2021年1月1日より前にEU指定した国際商標登録についても、自動的に英国の権利 (英国指定の国際商標登録ではない。) を付与。
- 係属中のEU商標出願/ EU指定国際登録出願は、2021年1月1日の後9月以内に、同等の英国商標出願が可能 (離脱協定第59条) (出願には英国の料金が適用。英国法の下で審査)。
- 同等の英国商標の所有を希望しない場合、英国法の下で出願も登録もされなかったものとする (オプトアウト) が可能。申請様式は英国政府ウェブサイトダウンロード可。

【意匠】

- 既存の登録共同体意匠は、UKIPOが同等の英国意匠を自動的に付与（離脱協定第54条）。
- ハーグ制度のもと、2021年1月1日より前にEU指定した国際意匠登録についても、自動的に英国の権利（再登録国際意匠）を付与。
- 係属中の登録共同体意匠出願／EU指定の国際意匠登録出願は、2021年1月1日の後9月以内に、同等の英国の登録意匠出願が可能（離脱協定第59条）

（出願する際には英国の料金が適用。英国法の下で審査される）。

- 同等の英国意匠の所有を希望しない場合、英国法の下で出願も登録もされなかったものとする（オプトアウト）が可能。申請様式は英国政府ウェブサイトダウンロード可。

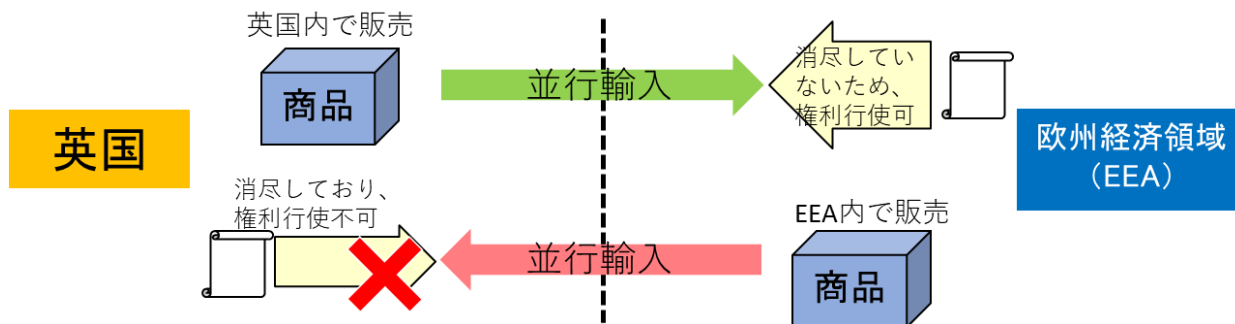
【代理人】

- 特許については、欧州特許弁理士の扱いに変更なし。
- 商標・意匠については、移行期間終了前にEUIPOに対して継続していた手続の代理人に関しては引き続き代理可能（離脱協定第97条）。今後、新たにEUIPOの手続を英国の代理人を通じて行う場合は、職業代理に関する要件を引き続き満たすか確認が必要。

【税関申請】

- 移行期間終了前に英国以外のEU加盟国の税関当局に提出されたEU申請書は、措置を求める当局の中に英国が含まれていても引き続き有効なものの、英国では適用されなくなる。
- 英国税関当局によるEU申請書を許可する決定は、移行期間終了後EUで効力を失うため、EU加盟国に新たなEU申請書を提出する必要あり。

【権利の消尽】



- 中長期的には、EU各国と英国の制度間に乖離が生じていく可能性
 - EUにおける制度見直し（例：共同体意匠）
 - 英国独自の法改正の可能性
 - 今後の欧州連合司法裁判所（CJEU）の判例の拘束がなくなる
 - 英国最高裁判所によるEUの判例の変更 等

知財分野におけるBrexit対応の情報発信



日本国特許庁ウェブサイト：英国のEU離脱(ブレグジット)による特許・商標・意匠等への影響

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/uk/brexit_202002.html



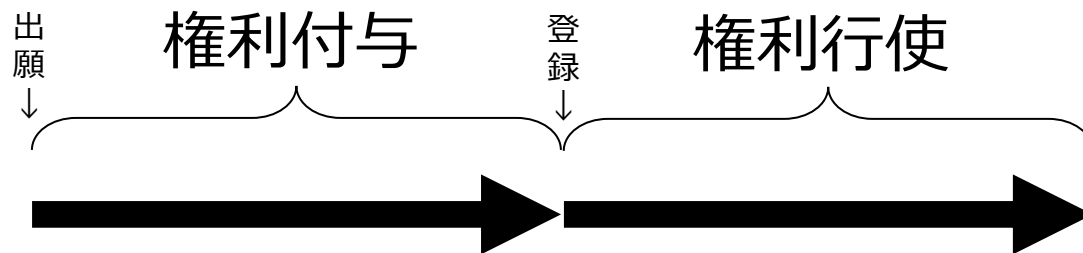
ジェトロ・ウェブサイト：<https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/>



欧州連合知的財産庁ウェブサイト：Brexit情報ハブ
<https://euipo.europa.eu/ohimportal/Brexit-q-and-a>



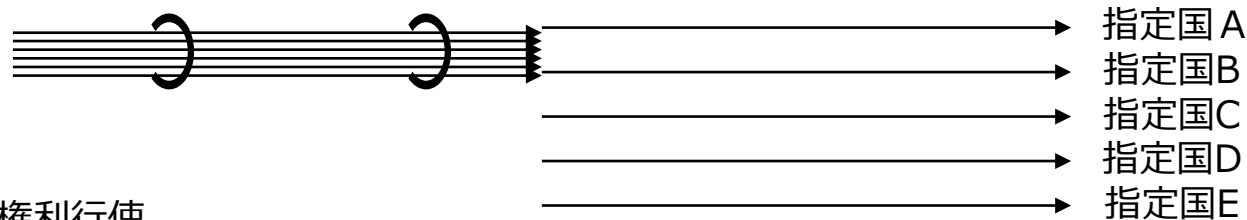
英国政府ウェブサイト：知的財産とBrexitガイダンス
<https://www.gov.uk/government/news/intellectual-property-and-the-transition-period>



1. EUレベル

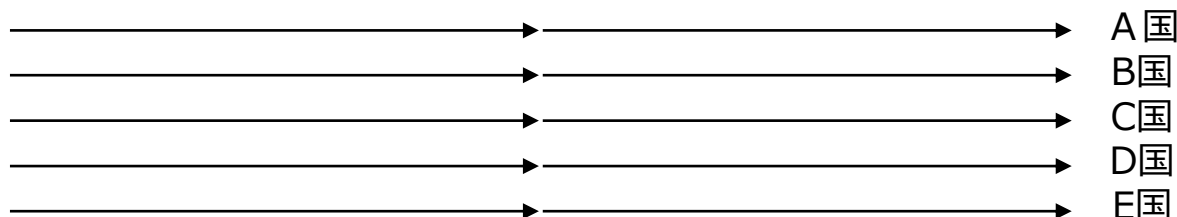
- ・ (理想的には) EU全域に統一的に権利付与／権利行使

2. 欧州特許レベル



- ・ 統一的に権利付与
- ・ 指定された国のみで権利行使

3. 各国レベル

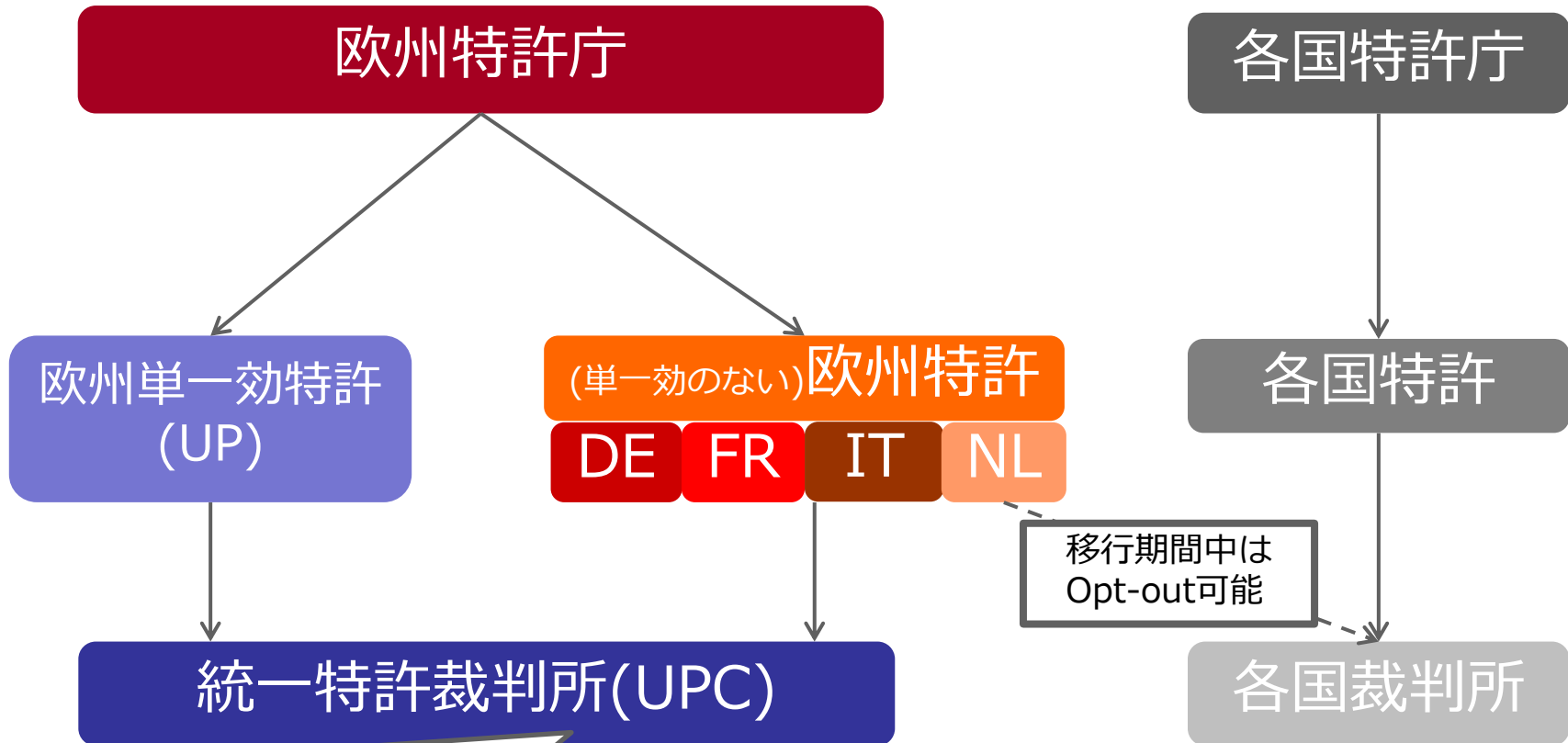


- ・ 各国ごとに権利付与／権利行使

欧州単一効特許は3つ目の選択肢

ただし、(単一効のない) 欧州特許も統一特許裁判所の管轄に

(各国裁判所を選好するなら)



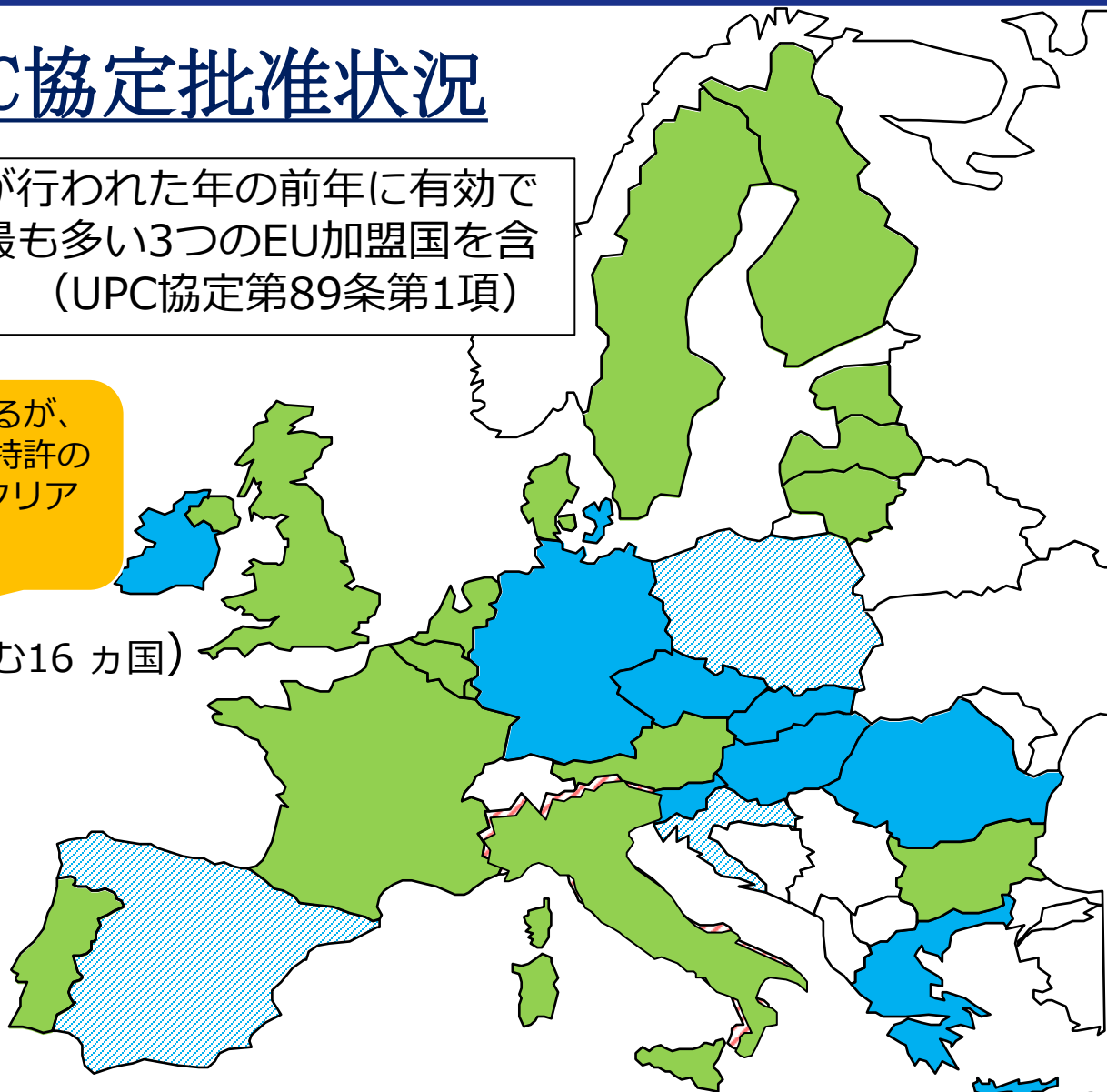
- 第一審裁判所は、主に侵害訴訟を管轄する地方部・地域部と、主に無効訴訟を管轄する中央部（パリ・ロンドン・ミュンヘン）に分かれる。
- 控訴裁判所はルクセンブルクに設置。

これまでのUPC協定批准状況

発効には、協定の署名が行われた年の前年に有効であった欧州特許の数が最も多い3つのEU加盟国を含む13カ国の批准が必要。（UPC協定第89条第1項）

英国は批准撤回を通知しているが、ドイツが批准すれば、「欧州特許の数が最も多い3つ」の条件はクリア可能。

- 批准済み(英仏を含む16カ国)
- 批准待ち
- 不参加



JETRO 欧州単一効特許・統一特許裁判所制度発効に向けた動き



フランスは2014年3月14日批准



英国は2018年4月26日批准

→2020年7月、**批准撤回の通知をEU理事会事務局に寄託**



2017年3月、連邦議会（下院に相当）、連邦参議院（上院に相当）が批准法を採択したものの、大統領署名直前に、連邦憲法裁判所に違憲異議申立。

2020年3月 **連邦憲法裁判所が連邦議会の採択を違憲と判断した旨公表。**

2020年9月 連邦政府、UPC協定批准法案を連邦議会に提出

2020年11月 連邦議会、法案を可決

2020年12月 連邦参議院、法案を可決

連邦憲法裁判所に再び2件の憲法異議申立があり、大統領の署名が止まっている状態

条件が整うと、

- ① UPC協定の暫定適用に関する議定書（UPC Agreement's Protocol on Provisional Application）が発効、UPC協定の一部適用（運営組織の整備、判事の採用等）が開始。
- ② UPC協定は、実際に批准書をEU連合理事会に寄託してから4カ月後に発効。

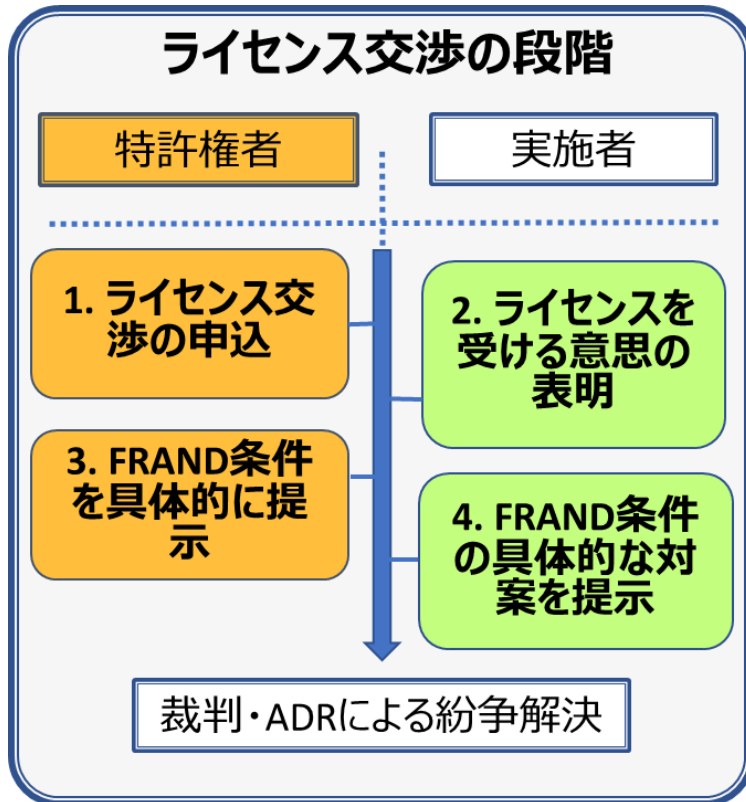
（今後の見通し）

- EPOは、2022年にもUPCを開始しうる旨プレスリリースで言及
- ドイツでの批准法案の採択が順調に進んだ場合でも不透明な点が残る
 - ロンドンの中央部の取り扱い
 - ドイツでの憲法異議の申立の動向 等

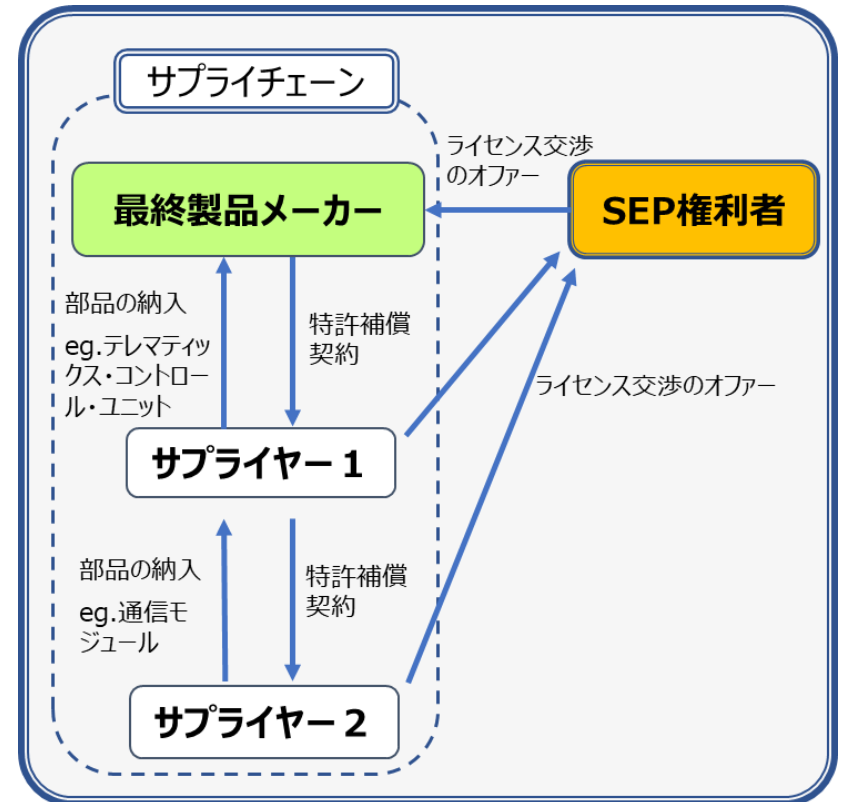
標準必須特許(SEP, Standard Essential Patent) : 無線通信の分野などにおける標準規格の実施に不可欠な特許

FRAND(Fair, Reasonable and Non-Discriminatory) : ライセンスが公平・合理的・非差別的なものであること

＜ライセンス交渉における誠実性＞



＜サプライチェーンにおける交渉主体＞





出典: 欧州理事会ウェブサイト

ミシェル 常任議長
(ベルギー)

欧州理事会
European Council
(政策の方向性)
首脳レベルの最高協議機関



欧州連合司法裁判所
Court of Justice
of the European Union (CJEU)
(司法)

欧州連合理事会
Council of the European Union
(立法)
閣僚レベルの議決機関

議長国(半年毎の輪番制)
2021年前半: ポルトガル
2021年後半: スロベニア

欧州議会
European Parliament
(立法)
任期5年 定数705

欧州委員会
European Commission
(行政・法案発議)
執行機関

・ EU各国の裁判所からの質問付託に応じて、「予備的判決 (preliminary ruling)」を行う。
・ 予備的判決は質問を付託した裁判所だけでなく、他のEU各国裁判所も拘束。

- 域内市場・産業・起業・中小企業総局
- 競争総局
- 税制・関税同盟総局
- 研究・イノベーション総局
- 通商総局
- ...

共同の参加

協議

法案・予算案

規則・指令等の決定

年次報告

意見
委員会不信任



サッソリ議長
(イタリア)

出典: 欧州議会ウェブサイト

フォン・デア・ライエン
委員長(ドイツ)



出典: 欧州委員会ウェブサイト

(欧州連合レベルでの動き)

- 2015年7月 *Huawei v. ZTE*事件に係る欧州連合司法裁判所(CJEU)の予備的判決
 - ・ EU運営条約 (TFEU) 第102条 (市場における支配的地位の濫用を禁止する規定) に基づく標準必須特許権侵害に係る救済の在り方を判示
- 2017年11月 欧州委員会、標準必須特許(SEP)に係るガイダンスを公表
 - ・ SEPに関する透明性の向上
 - ・ SEPのためのFRANDライセンス条件の一般原則
 - ・ SEPのための予見可能なエンフォースメント環境
 - ・ オープンソースと標準
 - ・ 専門家グループの活用
- 2018年7月 欧州委員会、SEPのライセンス・評価に関する専門家グループの立ち上げを決定
 - ・ EU域内外の専門家の委員で構成 (大学教授、裁判所判事、弁護士、企業知財責任者等)
 - ・ 2018年11月以降、7回の会合を実施。
- **2020年11月25日 欧州委員会、知的財産行動計画を公表**
 - 併せて、
 - ・ ETSI (欧州電気通信標準化機構) に開示された潜在的に必須な特許のランドスケープスタディ
 - ・ SEPの必須性評価に関するパイロット・スタディ報告書 も公表
- **2021年2月10日 専門家グループの活動報告書を公表**

知的財産に関する行動計画（2020年11月25日公表）

- 知財保護の改善
 - 単一特許制度の迅速な開始の支援（2021年）
 - 補充的保護証明書の改善（2022年Q1）
 - EU意匠保護の近代化（2021年Q4）
 - 地理的表示の保護強化（2021年Q4）等
- 中小企業（SMEs）による知財利用の促進
 - 知財権登録と戦略的知財助言の財務支援のためのIP SMEバウチャーのスキーム提供（2021年Q1）
 - “Horizon Europe”[※]でのSME向けIP支援サービスの開始と、他のEUプログラムへの拡大（2020年以降）
※2021年から7年間のEUの研究及びイノベーション促進のための長期プログラム
- 知財共有の促進
 - 新たなライセンスツールと強制実施権調整制度を含む危機時に重要な知財の利用確保（2021-22）
 - 標準必須特許のライセンス供与に関する透明性及び予見可能性向上（2022年Q1）
 - 営業秘密指令の関連規定の明確化とデータベース指令の見直しを通じたデータアクセスと共有の推進（2021年Q3）
- 模倣品との闘い及び知財権行使の改善
 - デジタルサービス法を通じた、デジタルサービス、特に、オンラインプラットフォームの責任の明確化とアップグレード（2020年Q4）
 - 模倣品・海賊版対策における欧州不正対策局（OLAF）の役割強化（2022年）
 - 模倣品対策のEUツールボックスの確立（2022年Q2）
- グローバルレベルの競争環境の改善

行動計画全文：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0760>

知的財産に関する行動計画（2020年11月25日公表）

- 知財保護の改善
 - 単一特許制度の迅速な開始の支援（2021年）
 - 補充的保護証明書（SPP）の改善（2022年Q1）
 - EU意匠保護の近代化（2021年Q4）
 - 地理的表示の保護強化（2021年Q4）等
- 中小企業（SMEs）による知財利用の促進
 - 知財権登録と戦略的知財助言の財務支援のためのIP SMEバウチャーのスキーム提供（2021年Q1）
 - “Horizon Europe”[※]でのSME向けIP支援サービスの開始と、他のEUプログラムへの拡大（2020年以降）
※2021年から7年間のEUの研究及びイノベーション促進のための長期プログラム
- 知財共有の促進
 - 新たなライセンスツールと強制実施権調整制度を含む危機時に重要な知財の利用確保（2021-22）
 - **標準必須特許のライセンス供与に関する透明性及び予見可能性向上（2022年Q1）**
 - 営業秘密指令の関連規定の明確化とデータベース指令の見直しを通じたデータアクセスと共有の推進（2021年Q3）
- 模倣品との闘い及びデジタルサービス
 - デジタルサービスの権利保護の強化とアップグレード
 - 模倣品・海賊版対策
 - 模倣品対策のEUレベルでの強化
- グローバルレベルの競争環境の改善

行動計画全文：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0760>

短期的には、欧州委員会として、特定分野のプレイヤー間の摩擦と訴訟を減ずるための産業界リードの取り組みを推進。

並行して、2017年のガイドラインを基に、SEPの宣言、ライセンス、権利行使を統括する枠組みの更なる明確化と改善のための改革を検討。

法的確実性の改善と訴訟費用削減の観点から、例えば、第三者の必須性チェックの独立した制度の創設を検討。

専門家グループの報告書（2021年2月10日公表）

- 欧州委員会の見解を反映するものではなく、欧州委員会に助言を与えること、利害関係者間の議論を促すことが目的
- 79の提案が含まれるが、全メンバーが、特定された問題・提案された解決策に同意したわけではない旨強調

<主な内容>

報告書全文：<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/44733>

- SEP保有者及び実施者全般（特にIoT）が直面する問題の概要
- 問題の分析と改善提案
 - SEP及びSEPライセンスに関する透明性をどのように向上させるか？
 - （課題例）採用された標準をカバーする真のSEPの所有権及び数に関する透明性が欠如
 - （提案例）SDOのSEPデータベース導入をEUの公共調達で標準化、SEP保有者が標準承認後、宣言されたSPEの必須性を独立機関に確認してもらい、SEPの必須性・有効性に関する情報共有のプラットフォーム 等
 - バリューチェーンのどこでライセンスすべきか？
 - （課題例）ライセンスが行われるべき適切なレベルはどこか？
 - （提案例）単一レベルでのライセンス、レベルに関係なく特定の製品に対する一律のロイヤルティ設定 等
 - 公平、合理的かつ非差別的（FRAND）条件をどのように定めるか？
 - （課題例）ライセンス条件が非差別的とはどのような場合か？
 - （提案例）ライセンサーが全ライセンシーに同条件を提示することは求めないが、同様の状況にある実施者に対しては、販売量、ロイヤルティ支払の確実性、地理的範囲等に基づいて相違が正当化されるべき 等
 - 交渉及び紛争処理をどのように円滑に進めるか？
 - パテントプール

(ドイツでの動き)

- 2020年5月5日 *Sisvel v. Haier*事件独連邦通常裁判所(BGH)判決(KZR 36/17)
 - ・ 侵害者がFRAND要件を満たして差止を回避するために果たすべき義務を厳しく求める。
 - ・ 2015年の*Huawei v. ZTE*事件でのCJEUの見解との整合性について批判も。
 - ・ 2020年8月、Haierが同判決を違憲として連邦憲法裁判所に異議申立。
- 2020年6月 独連邦カルテル庁が、各地裁に*Nokia v. Daimler*関連訴訟の一時停止等要請
- 一連のSEP関連訴訟で原告・SEP保有者側の差止請求を認容する判決が相次ぐ：
 - ・ 2020年8月18日 *Nokia v. Daimler*事件 マンハイム地裁判決(2 O 34/19)
 - ・ 2020年9月10日 *Sharp v. Daimler*事件ミュンヘン地裁判決 (7 O 8818/19)
 - ・ 2020年10月29日 *Conversant v. Daimler*事件ミュンヘン地裁判決(21 O 11384/19)
 - ・ 2020年10月30日 *Nokia v. Daimler*事件ミュンヘン地裁判決 (21 O 3891/19)
- 2020年11月24日 *Sisvel v. Haier II* BGH判決(KZR 35/17)
 - ・ 実施者が支配的地位の濫用の抗弁を主張するには、ライセンスを受ける意思を継続して客観的に示すことが求められる
 - ・ CJEU判決の枠組みを尊重しつつも、支配的地位の濫用か否かの判断に際しては、事案に応じてより厳しい又はより緩やかな交渉義務が正当化される場合もある
- 2020年11月26日 デュッセルドルフ地裁、*Nokia v. Daimler*事件(4c O 17/19)につきCJEUに競争法の観点からの質問を付託：
 - ・ SEP保有者とマルチレベル・サプライチェーンにおけるサプライヤーとのライセンス
 - ・ FRAND宣言されたSEPのライセンス交渉過程における当事者の義務

（英国での動き）

- 2020年8月26日 *Unwired Planet*事件/*Conversant*事件英国最高裁判決
 - ・ ETSIがIPRポリシーに基づいて作成した契約上の取り決めは、英国の裁判所に多国籍特許ポートフォリオのグローバルライセンスの条件を決定する管轄を与える。
 - ・ FRANDの非差別性は、厳格（Hard-edged）な（最も有利なライセンス条件を全てのライセンシーに適用する）ものではない。

（管轄をまたぐ応酬）

- ・ 訴訟差止命令（Anti-suit injunction）、反訴訟差止命令（Anti-anti-suit injunction）
- <Conversant v. Huawei（独・中）の場合>
- デュッセルドルフ地裁がConversantの特許権のHuaweiの侵害を認定。差止請求を認容。
 - 中国最高人民法院がHuaweiの外国訴訟差止命令を求めた請求(Anti-Suit Injunction)を認容。Conversantは地裁判決を執行できず。
- <Nokia v. Continental（独・米）の場合>
- ミュンヘン地裁にて、NokiaがDaimlerに対する差止等を請求。サプライヤのContinentalも訴訟に参加。
 - 米国にてContinentalが、NokiaがドイツでDaimlerとContinentalを訴える訴訟の禁止命令を請求（anti-suit injunction）。
 - ミュンヘン地裁が、Continentalが米国で訴訟禁止命令を求めるのを禁ずることを求めたNokiaの請求（anti-anti-suit injunction）を認め、ミュンヘン高裁もこれを支持。

欧州特許庁

設立：1977年

所在地：（本部）ミュンヘン（支部）ハーグ、ウィーン、ベルリン、ブリュッセル

長官：カンピーノス長官 2018年7月就任（任期5年）

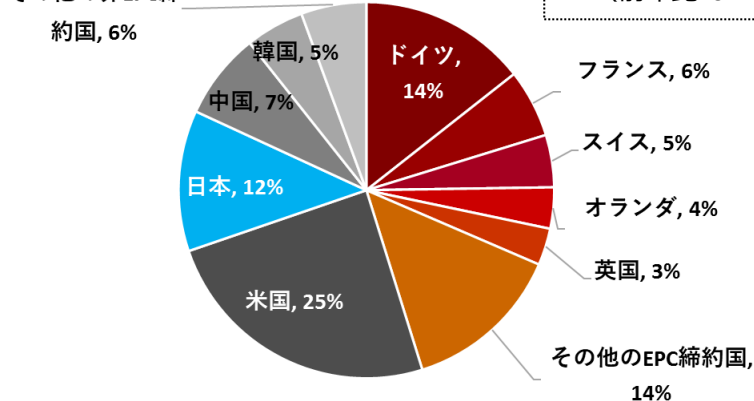
職員数：6,608名うち、審査官数：4,241名（2019年12月31日時点）



出願件数内訳（2020年）

その他の非EPC締

出願件数：180,250件
（前年比-0.7%）



アントニオ・カンピーノス長官

副長官 2019年1月1日～（任期5年）

審査期間の主な指標（2020年）

①サーチレポート期間

受理日から4.3か月

②審査期間

審査請求日から23.7か月（特許付与の意図の通知まで）

③異議審理期間

申立期間満了日から15.4か月

※各指標は、「標準的なケース」における平均値



ローワン副長官
特許付与プロセス担当



サイモン副長官
コーポレート・サービス担当

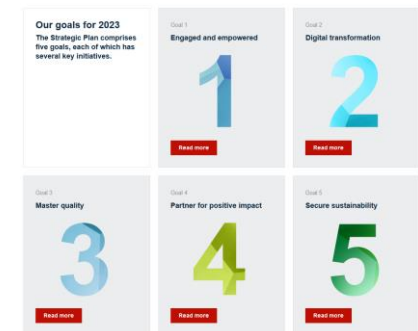


エルンスト副長官
法務・国際担当

戦略計画 (Strategic Plan) 2023



- ・ 2回の意見募集（2019年1～3月、4～5月）を経て、2019年6月欧州特許機構管理理事会にて承認。
- ・ ビジョン 知的財産における世界標準を定める力及び動機を職員に与える。我々の庁は、効果的で透明性があり、ユーザのニーズに応え、かつ、ダイナミックなグローバル特許制度についての変化する需要及び状況に対応する上で迅速であり、その仕事は、より安全で、よりスマートで、かつ、より持続可能な世界に貢献する。
- ・ 5つの目標
 - ① 仕事に専念し、知識豊富でかつ協力的な組織の構築
 - ② EPOのITシステムの簡素化及び現代化
 - ③ 高品質の成果物及びサービスの効率的な提供
 - ④ グローバルな影響を与える欧州特許システム及びネットワークの構築
 - ⑤ 長期的な持続可能性の確保



出典：欧州特許庁戦略計画2023

⇒ 2021年3月19日、ニュー・ノーマルに向けた方針に関する文書を公表
パブリック・コンサルテーション実施中（2021年4月16日まで）

目標③ 高品質の成果物及びサービスの効率的な提供

○ 審査期間に関する取り組み (Key Initiative 3: より柔軟な特許付与プロセスの提供 等)

従来

- 2014年導入のEarly Certaintyによる審査期間短縮

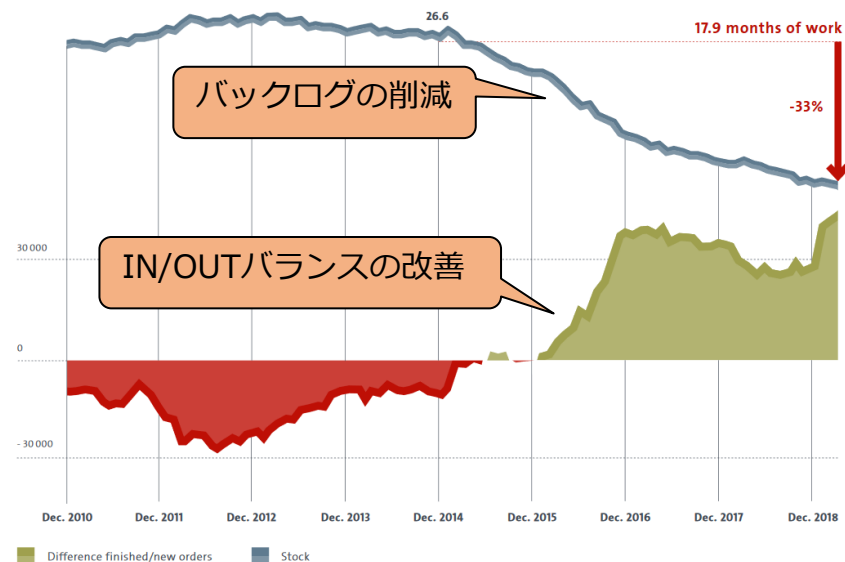
Early Certaintyイニチアチブ下での目標

サーチ・見解書：中央値で6月以内

審査：中央値で12月以内 (審査請求日から)

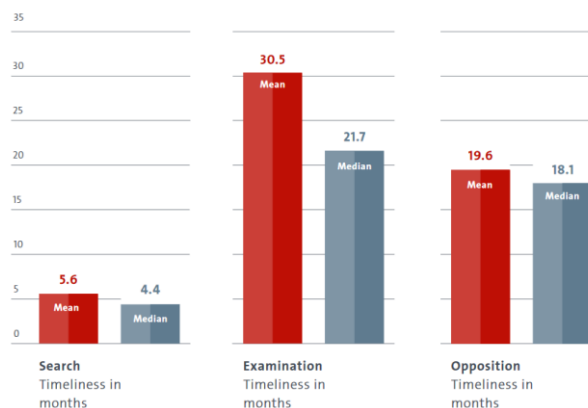
異議：中央値で15月以内 (異議申立期間最終日から)

- 早期審査 (PACE)



将来

- 新たなプログラムへの置き換え
- すぐに結果が欲しいユーザに対する1週間でのサーチ・見解書の提供可能性の追求
- 審査期間指標の見直し (中央値から平均値へ)



早期審査：平均6～12月

標準的な審査：平均12～24月

+ 最長でも平均36月以内

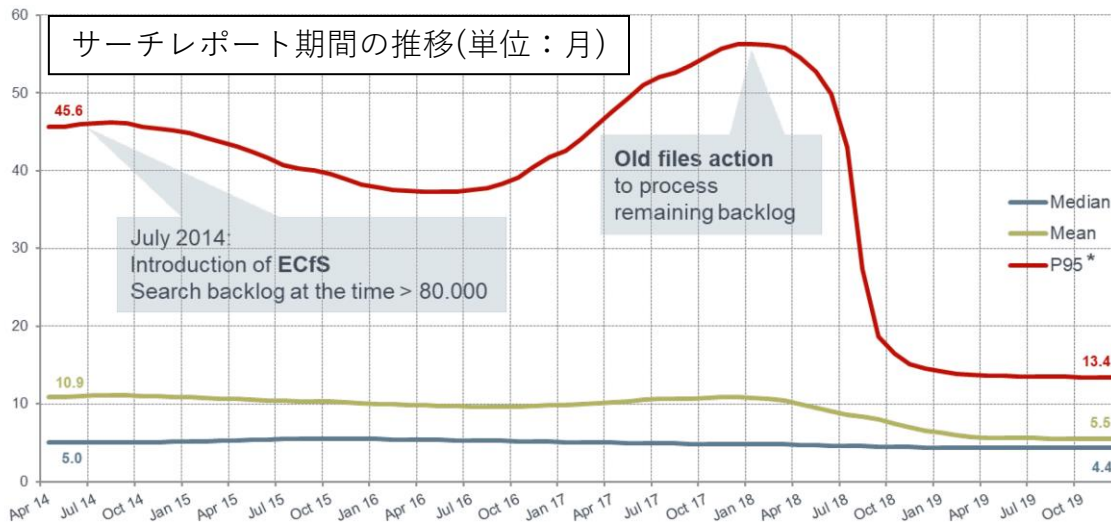
異議：平均15月以内

3トラック審査
導入の可能性？

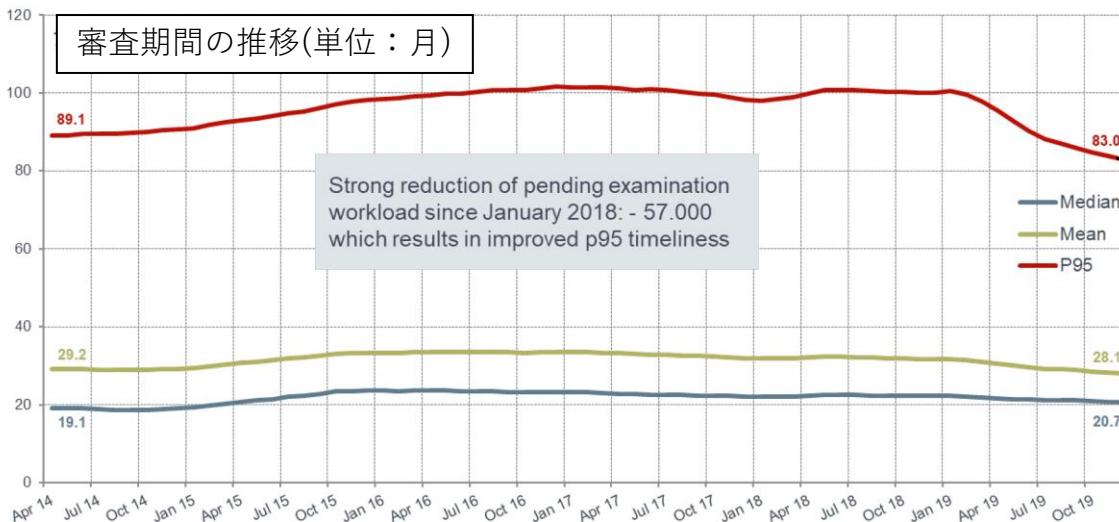
- 出願人に次回審査着手日を含むステータス情報提供

出典：欧州特許庁戦略計画2023

目標③ 高品質の成果物及びサービスの効率的な提供



平均値での公表



P95 (95%の成果物の作成が完了する月数) も改善

平均値での公表

出典：欧州特許庁Quality Report 2019

目標④グローバルな影響を与える欧州特許システム及びネットワークの構築

- 国際的な協力 (Key Initiative 3: 協力のインパクトの最大化、
Key Initiative 5: 欧州特許制度とネットワークインパクトの拡大)
- IP5、三極へのプロジェクト・マネジメントアプローチの導入
 - IP5におけるバーチャル・ミーティングの開催数の増加
 - 世界知的所有権機関 (WIPO)、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)、ユーラシア特許庁 (EAPO)、アフリカ知的財産機関 (OAPI) とのシナジー
 - EPO、EUIPO、加盟国間の同じ協力プラットフォーム下での活動
 - 欧州委員会との定期会合を含む広範な協力プログラムの提案
 - 欧州特許条約 (EPC) 非加盟国との間の三つの協力モデル

協力形態	協力内容	対象庁
認証合意 Validation Agreement	欧州特許の認証 (国内特許と同様の法的効果をもたらす)	モロッコ、モルドバ、チュニジア、カンボジア、(ジョージア)
強化パートナーシップ合意 Reinforced Partnership Agreement	技術的協力とともに、戦略的・技術的分野における長期的なパートナーシップの構築を追求する包括的な合意	南アフリカ、エチオピア、アルゼンチン、マレーシア、メキシコ、インドネシア、ブラジル、コロンビア、ARIPO
技術的協力 Technical Cooperation	特許審査ハイウェイ (PPH)、共通特許分類 (CPC)、サーチツール等の特定分野の協力	70以上の知財庁

加盟国との実務共通化

- 2021年2月12日、「実務の収れん (Convergence of Practice) 」プログラムの最初の成果を公表
(戦略計画2023の目標④ Key Initiative 4:協力活動の定義と優先順位付け関連)
- EPOとEPC加盟国知的財産庁の間の実務の共通化を目指し、専門の作業グループにより作成。
(各庁の判断により任意で共通実務を採用)
- 6つの領域を特定
 - 発明の単一性の審査 ←今回成果を公表
 - 発明者の指定 ←今回成果を公表
 - 優先日の一致
 - 権利の回復
 - 特許請求の範囲の記載と構造
 - コンピュータ利用発明及び人工知能の審査実務

成果①：発明の単一性の審査

- ・ 最小限の理由における共通実務の統一部分を形成する、用語「共通の事項」、「技術的課題」及び「手持の先行技術」の定義を含めた、単一性欠如を指摘する際の最小限の理由として提供される情報に関する共通実務を示す。
- ・ 単一性欠如の指摘の冒頭部、理由部、結論部で提供されるべき情報を特定

成果②：発明者の指定

- ・ 発明者の指定に関して特許庁から正式には通知されないが、出願人から・登録簿の閲覧・ファイル閲覧を通じて情報を入手可。
- ・ 発明者の姓、名、居住国と場所、勤務先は特許登録簿に記載されるが完全な住所は登録簿では公開されない。

口頭手続 (Oral Proceedings) におけるビデオ会議システム利用

- 審査段階の口頭手続
 - 2020年4月から原則ビデオ会議利用。
 - 物理開催には証拠の直接取得が必要な場合、その他重大な理由が必要。
- 異議段階の口頭手続
 - ビデオ会議による口頭手続を試行的に実施（試行期間は2021年9月15日まで）。
 - 異議部の裁量で、当事者の同意を得た場合のみビデオ会議で実施
(2021年1月4日以降は原則ビデオ会議利用)
 - ビデオ会議の一般の傍聴可（遠隔又はEPO敷地建物内から）。
- 審判段階の口頭手続
 - 2021年1月1日以降、当事者の同意がなくとも審判部の職権によりビデオ会議で実施可能に。
(手続規則第15a条（2021年4月1日施行）を追加し、当該運用を確認。)
 - ビデオ会議の一般の傍聴可(ただし、EPO敷地建物 (Haar) 内の部屋でのみ)

2021年3月12日、EPO技術審判部が、ビデオ会議による口頭審理の実施は、全ての当事者の同意がない場合でも EPC第116条(1)に規定される口頭審理の権利に適合するかにつき、拡大審判部に質問付託 (G1/21)

⇒2021年3月24日、当該事件係属中も審査・異議・審判での現在の運用を継続する旨アナウンス

審査ガイドライン改訂

- 改訂審査ガイドラインが2021年3月1日発効（これまで毎年11月1日に改訂していたサイクルを変更。ユーザの関与を強化。（戦略計画2023の目標③：Key Initiative 2（品質の改善）関連））
- 2022年改訂サイクルのユーザ・コンサルテーション実施中（2021年3月1日～4月12日）。

<2021年改訂の主な内容>

- JPOとの優先権書類の電子的交換に関する実務の変更を反映（WIPO-DASへの一本化）（A-III,6.7）
- 生物学的材料の試料の請求に関するEPO実務を詳述するサブセクションの追加（A-IV,4.4）
- ビデオ会議による非公式協議開催の可能性を考慮した修正（C-VII 等）
- ビデオ会議による口頭手続等に関するEPO長官決定を考慮した修正（E-III,1,6,8.2等）
- 拡大審判部審決G3/19（専ら本質的に生物学的な方法によって得られる植物及び動物に特許性がない旨結論）を考慮した修正（F-IV,4.12）
- 単一性欠如の拒絶理由での「最小限の根拠」を使用する実務に合わせた修正（F-V,2等）
- クレームへの明細書の適合に関する実務明確化（F-IV,4.3等） 等
- データ管理システム及び情報検索の審査に関するセクションの追加（G-II, 3.6.4）
- 抗体に関するEPO実務のサブセクションの追加（G-II, 5.6等）
- 明細書を補正後のクレームと一致させることに関する実務明確化（H-V,2.7）
- ジェンダー中立のためのガイドライン全体にわたる文言修正 等

植物及び動物関連特許の特許性に関する審決 (G3/19) (2020年5月14日)

【結論】植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法の非特許性は、専ら本質的に生物学的な方法によって得られる植物又は動物にも拡張され、**本質的に生物学的な方法によって得られる植物及び動物は特許性がない。**

- 審決G2/12及びG2/13は、EPC第53条(b)の意味を最終的に決定づけたものではない
- 新たなEPC規則28(2)が、EPC第53条(b)の動的な解釈を許容
- 新たな解釈は、2017年7月1日より前に付与されたそのようなクレームを含む欧州特許又は同日より前に出願されたそのようなクレームの保護を求める係属中の欧州特許出願には遡及しない

(参考) これまでの経緯

- バイオ指令 (生物工学発明の法的保護に関する1998年7月6日の欧州議会及び理事会指令98/44/EC) 第4条
「**本質的に生物学的な方法**」それ自体は特許性を認めない一方、**同方法にて生産された植物又は動物という「物」それ自体の特許性**については明示的に規定されていなかった。
- 2015年3月23日 EPO拡大審判部審決G2/12及びG2/13
EPC第53条(b)において植物の生産の本質的に生物学的な方法が特許の対象から除外されているからといって、植物又は植物材料に向けられた**物のクレームの特許性についてまで否定的な効果を有するものではない。**
- 2017年6月28日 管理理事会の決定により、EPC規則28(2)が追加
EPC規則28(2) …、欧州特許は、専ら本質的に生物学的な方法によって得られる**植物又は動物には付与されない。**
- 2019年2月5日 技術審判部審決T1063/18
EPC規則28(2)は、審決G2/12及びG2/13において拡大審判部により解釈されたとおりの**EPC第53条(b)と抵触し、**…、条約の規定であるEPC第53条(b)がEPC規則28(2)に優先する
- 2019年4月4日 EPO長官が同問題に関する質問を拡大審判部に付託(G3/19)

コンピュータ利用のシミュレーションの特許性に関する審決 (G1/19)

- 2021年3月10日に審決公表
- コンピュータ利用のシミュレーションの発明においても、コンピュータ利用発明 (CII) に関する確立されたケースロー (COMVIKアプローチ) が適用される旨審決

【COMVIKアプローチ (T641/00)】 発明の技術的性質に貢献するクレームの特徴のみが進歩性の評価において考慮される。単独では非技術的な特徴であっても、クレームされた発明の文脈では技術的課題の技術的解決に寄与し、それにより発明の技術的性質に貢献する場合がある。

<EPO技術審判部がT489/14事件につき付託した質問と拡大審判部の回答概要>

質問1：進歩性の判断において、コンピュータ・シミュレーションそれ自体は、コンピュータ上でのシミュレーションの実装を超えて、技術的効果をもたらす技術的課題を解決するものといえるか？

→進歩性判断では、コンピュータ・シミュレーションの実装を超えた技術的効果をもたらすことで技術的課題を解決しうる。

質問2a：質問1がYesの場合、技術的課題を解決するか否かの評価基準は何か？ →付託質問として許容されず。

質問2b：シミュレーションが、少なくとも部分的にシミュレーションの対象となるシステム又は方法の背後にある技術原理に基づいてれば十分か？

→対象となるシステム又はプロセスの背後にある技術原理に全部又は一部基づいているということだけでは十分でない。

質問3：コンピュータ・シミュレーションが設計プロセスの一部として（特に設計の検証のためのものとして）クレームされている場合、質問1、2の回答はどうなるか？

→シミュレーションが設計プロセスの一部として、特に設計の検証のためものとして、クレームされていても回答は変わらない。

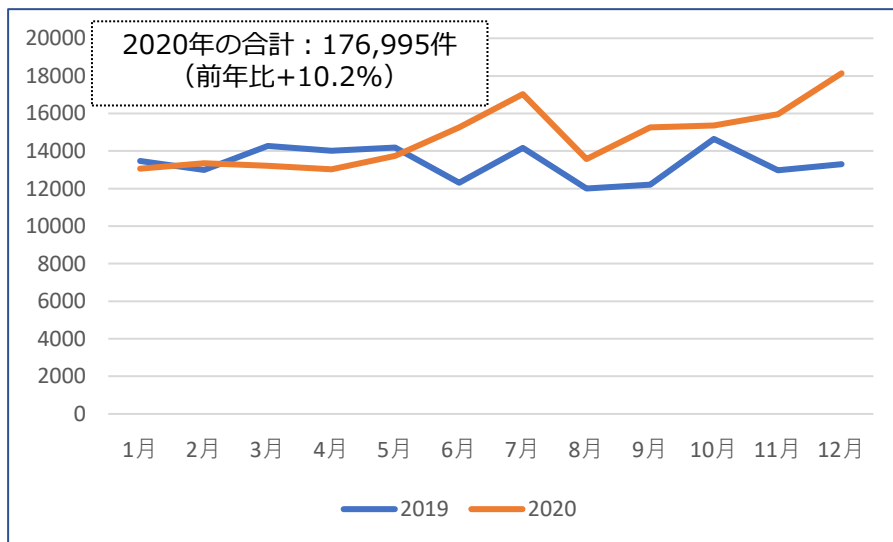
欧州連合知的財産庁 (EUIPO)



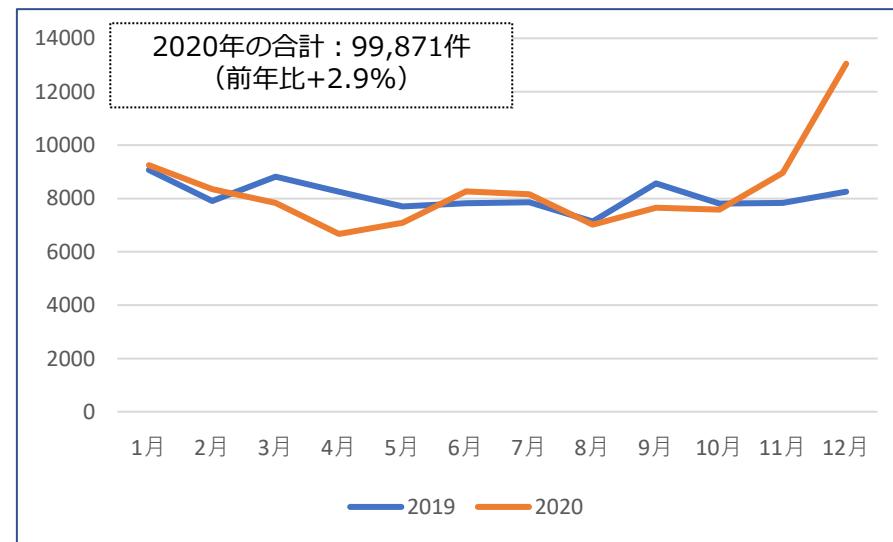
設立：1994年
 所在地：アリカンテ（スペイン）
 長官：アーシャンボー長官（2018年10月就任）
 職員数：1,031名（2019年12月末）



アーシャンボー長官
 （出典：欧州連合知的財産庁ウェブサイト）



欧州連合商標の月別出願件数推移
 （出典：欧州連合知的財産庁ウェブサイト）



登録共同体意匠の月別出願件数推移
 （出典：欧州連合知的財産庁ウェブサイト）

戦略計画 (Strategic Plan) 2025



- ・ パブリック・コンサルテーションを実施(2019年6月～9月)
- ・ 2020年7月から実行開始

EUIPO戦略計画ビジョン2025

- 欧州の企業及び市民のための知財の価値



EUIPO戦略計画2025ミッション

- 優れた知財ハブとして、EUIPOは、持続可能なネットワークを構築し促進することにより、グローバルでますますデジタル化する環境において、顧客中心のサービスを提供するとともに、より強固な知財システム、効率的なエンフォースメント及び知的財産権のより良い理解に貢献し、それによってEUにおける競争力、イノベーション及び創造性を支える。

3つの戦略的ドライバー

- ① 相互につながり、効率的かつ信頼性の高い、域内市場のための知財システム
- ② 高度な顧客中心のサービス
- ③ 動的な組織のスキル及び革新的で最適な職場

主な取り組み



- 2021年1月18日、初心者向けWeb出願ツール（EasyFiling）をリリース。機能簡略化、Chat Bot導入等。
- 意匠分野での優先権書類の電子的交換(WIPOデジタル・アクセス・サービス(WIPO-DAS)への参加)
 - 2020年7月11日以降、EUIPOを第一庁とする登録共同体意匠(RCD)出願の優先権書類をWIPO-DASを通じて他の参加庁に電子的に提供可能とすることで当該参加庁への優先権書類の提出省略可に。
 - 2020年9月12日以降、EUIPOを第二庁とする場合もWIPO-DASを利用することで優先権書類の提出省略可に。
- TMView/DesignView: オンライン商標/意匠検索システム
 - EU内外の70庁以上が参加
 - 約6,000万件の商標/1,600万件以上の意匠を蓄積
 - 画像検索を導入
 - WIPOグローバル・ブランド・データベースと相互リンク
- TMclass、DesignClass(商標、意匠の分類検索ツール)の参加庁拡大



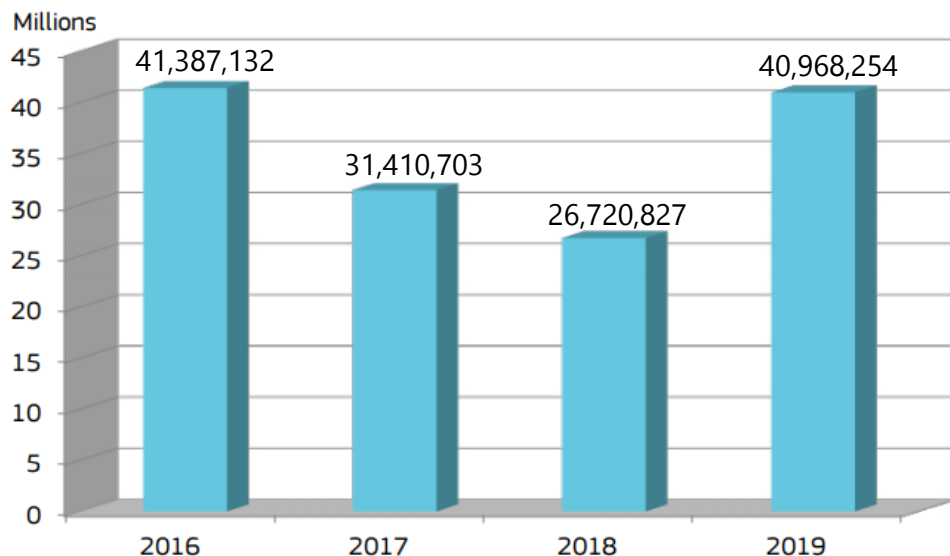
TMView（出典：欧州連合知的財産庁ウェブサイト）

知的財産に関する行動計画（2020年11月25日公表）

- 知財保護の改善
 - 単一特許制度の迅速な開始の支援（2021年）
 - 補充的保護証明書（2022年Q1）
 - **EU意匠保護の近代化（2021年Q4）**
 - 地理的表示の保護強化（2021年Q4）等
- 中小企業（SMEs）による知財利用の促進
 - **知財権登録と戦略的知財助言の財務支援のためのIP SMEバウチャーのスキーム提供（2021年Q1）**
 - **“Horizon Europe”※でのSME向けIP支援サービスの開始と、他のEUプログラムへの拡大（2020年以降）** ※2021年から7年間のEUの研究及びイノベーション促進のための長期プログラム
- 知財共有の促進
 - 新たなライセンスツールと強制実施権
 - 標準必須特許のライセンス供与に関する
 - 営業秘密指令の関連規定の明確化とデ
進（2021年Q3）
- 模倣品との闘い及び知財権行使の改善
 - デジタルサービス法を通じたデジタルサービス 特に オンラインプラットフォームの責任の明
確化と
• **（EUIPOのIPエンフォースメントポータルを利用するなどした）製品と取引者の間の関連データ共有**
 - 模倣品
• **画像認識、人工知能、ブロックチェーンの活用**
 - **模倣品対策のEUツールボックスの確立（2022年Q2）**
- グローバルレベルの競争環境の改善

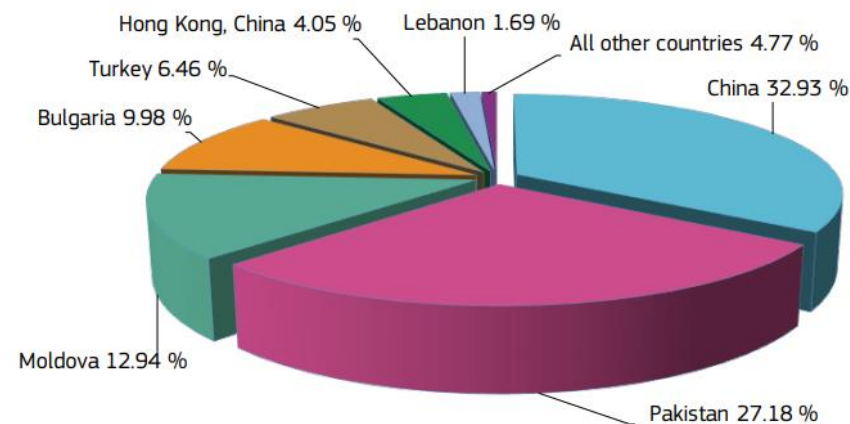
- EUの意匠保護に関連する規定（規則、指令）の改正を目指した取り組みを開始。
- 2020年11月24日～2021年1月12日：開始影響評価として、ロードマップ文書を公表し、意見募集を実施
- 2021年第1四半期：パブリックコンサルテーション
- 2021年第4四半期：委員会による採択

- 短期的なCOVID-19対策のSME向け財務支援、商標・意匠の料金返還、保有無形資産の価値評価支援等
- “Horizon Europe”の下でのテイラーメイドの知財アドバイス
- EUIPOとの協力のもと、知財に関する情報提供・助言のためのプラットフォーム構築
- SME向けの簡便な出願システムの提供（実施済） 等



税関での模倣品輸入差止点数

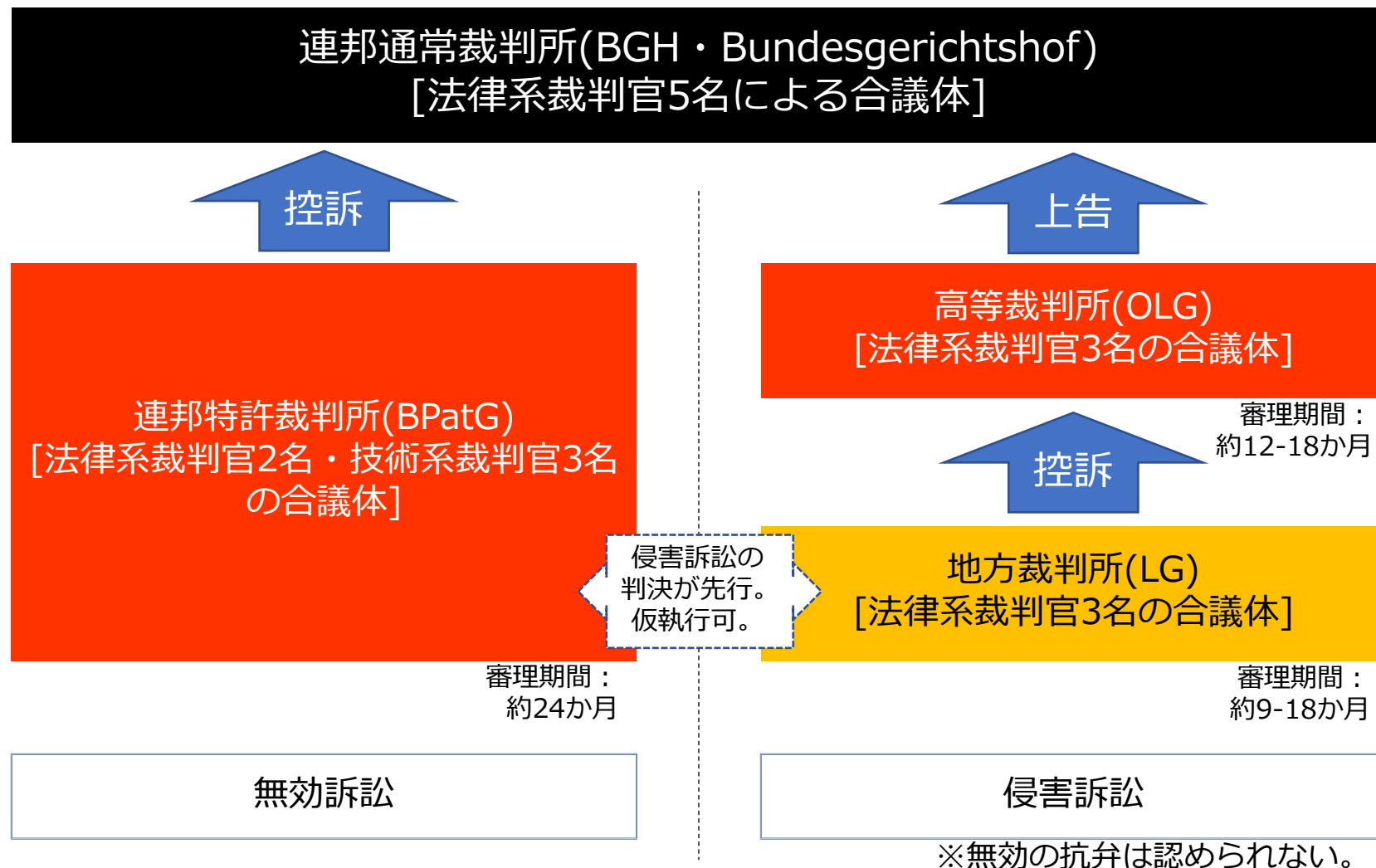
- ・ 輸入差止点数の商品カテゴリ別では、タバコ (21.3%)、包装材料 (13.6%)、玩具 (9.6%)、その他 (22.9%) が多い。



模倣品輸入差止仕出国 (地域) 別割合 (点数ベース)

- ・ 模倣品の多くは中国から (点数ベースで1/3、金額ベースでは過半数)
- ・ 商品カテゴリ別では、化粧品、ボディケア、衣類、靴、バッグ、アクセサリ、音響・映像機器、インクカートリッジ/トナー、コンピュータ機器、玩具、ゲーム、機械、自動車部品、オフィス用品で中国が最も多い。パキスタンはその他 (マッチを含む) のほとんどを占める。モルドバは包装材料、ブルガリアはタバコでの割合が高い。

- 侵害訴訟と無効訴訟の分離 (バイファケーション)



・背景

- 地方裁判所における侵害訴訟の審理期間と連邦特許裁判所における無効訴訟の審理期間のギャップ（前者が1年程度なのに対し、後者は2年以上）
- 侵害訴訟における“自動的な”差止への産業界からの懸念の声
- 2019年2月21日には、ドイツ自動車工業会が「ポジション・ペーパー」を公表。
 - 特許法の差止規定（139条）に、均衡性の原則を明文化する旨の改正や、侵害訴訟と無効訴訟の審理期間の乖離解消を求める。

・法改正に向けたこれまでの動き

- 2020年1月14日 連邦司法・消費者保護省が1回目の草案(Diskussionsentwurf)を公表。
(3月16日付までの日系企業・業界団体を含む34件※のコメントが掲載。)
※うち1件は、コメントの公表を不可とした者がいた旨のコメント
- 2020年9月1日 連邦司法・消費者保護省が2回目の草案(Referentenentwurf)を公表。
(10月5日付までの日本の業界団体を含む38件のコメントが掲載。)
- 2020年10月28日 連邦政府が法案(Gesetzesentwurf)を閣議決定。
- 2020年12月18日 連邦参議院から法案に対しコメント。

①差止による救済規定の明確化 (特許法第139条(1))

現行の規定：“第9条から第13条までに違反して特許発明を実施する者に対して、反復の危険があるときは、被侵害者は、差止による救済を請求することができる。この請求権は、初めての違反行為の危険があるときにも適用される。”

- 侵害裁判所で侵害が認定されるとほぼ“自動的に”差止命令が出る状況への対応
- 現行の規定に、個別の事案の特段の事情により、排他的権利が正当化されない、侵害者又は第三者にとって不相応な困難が生ずる場合に限り、差止請求が排除される旨を追加。
- 差止が制限された場合の特許権者の金銭補償を明記するとともに、実用新案の対応規定の改正も盛り込まれる。
- 熱交換器事件判決を考慮。

<熱交換器事件>

2016年5月10日 *Jk Patentportfolio GmbH & Co. KG v. Daimler AG et al.* 事件連邦通常裁判所(BGH)判決(X ZR 114/13)

- ・ 原告は差止を請求。被告は非侵害を主張するとともに、予備的請求として最終判決言い渡しまでの間、当該特許使用のシステムを搭載する車両を納入するための猶予期間を認めることを求める。
- ・ 一審・二審とも侵害を否定。BGHは侵害を認め、差止を認容。被告の予備的請求は棄却。
- ・ (特許権者の差止請求権に制約を加える例外である) 猶予期間が認められるのは、個別の事案の特段の事情により、排他的権利とその行使の通常の結果によって正当化されない、侵害者にとって不相応な困難が生じる場合に限られる旨判示。

②民事裁判所での侵害訴訟と連邦特許裁判所での無効訴訟の同期

- 無効訴訟の審理期間が侵害訴訟に比して長期化している「差止ギャップ」の悪影響の解消を目的
- 無効訴訟の被告（特許権者）が訴状送達から2月以内（1月延長可）に反論を述べる旨を規定（特許法第82条(3)）
- 連邦特許裁判所による予備的見解を侵害裁判所に6月以内に送付すべき旨を規定（特許法83条(1)）

③営業秘密保護法の守秘規定の特許訴訟での準用（特許法第145a条）

- 営業秘密保護法第16条から第20条の守秘規定を特許法で準用
- 標準必須特許関連訴訟における、当事者によるライセンスの申出がFRANDか否かの検討において有用

④PCT国際特許出願のドイツ国内段階移行期間の変更（国際特許条約に関する法律第III条第4項）

- 欧州特許条約の規定に合わせ、30月以内から31月以内へ。

・今後の動き

連邦議会で法案を審議中。連邦議会の議会期は2021年10月頃まで。

ドイツ意匠法改正により修理条項を導入へ

- ▶ ドイツでは、修理目的のスペアパーツに対して意匠権の行使が及ばないとする「修理条項」を有していなかった。

(意匠の法的保護に関する1998年10月13日の欧州議会及び理事会指令(98/71/EC)第14条により、経過措置として、改正までの間はEU加盟国が修理目的のスペアパーツの利用に関する既存法規を有効に維持するとしているため。)

- ▶ 意匠法第40a条として以下の規定を追加：

(1)複合製品の一部であって、元の外観を回復させるよう修理する目的にのみスペアパーツを使用する場合には意匠が保護されない旨

(2)(1)は、消費者が修理目的の競合製品の状況を知ったうえで選択ができるよう、ラベル表示又は他の適切な手段により修理目的で用いられる製品の出所が適切に知らされていた場合にのみ適用される旨

- ▶ 2020年12月2日より前に登録された意匠には適用されない。

- ▶ 2019年5月15日、当該意匠法改正を含む法案が閣議決定。
- ▶ 2020年9月10日、法案が連邦議会で採択。
- ▶ 2020年10月9日、連邦参議院での採択。
- ▶ 2020年12月1日、改正法公布。

英国高等法院、AI「DABUS」の発明者適格について判断

- 2019年12月4日、英国知的財産庁（UKIPO）は、人工知能マシン「DABUS」を発明者とする2件の英国特許出願は取り下げられたものとみなされなければならない旨決定
- 2020年9月21日、英国高等法院（特許裁判所）はUKIPOの決定を支持する旨判決

英国知的財産庁(UKIPO)、AIと知財の関係について意見募集

- 2020年9月7日～11月30日、AIと知的財産の関係について意見募集
- 2021年3月23日、結果をウェブサイトに公表
(今後のアクションの例)
 - 現在の発明者の判断基準を満たさないAIにより生み出された発明をどう保護するか、法改正を含めた様々な政策オプションについて2021年後半に協議
 - AI発明のための特許除外実務に関するUKIPOのガイドラインの改訂版を公表
 - 知財がAIへの投資にインセンティブを与える際に果たす役割に関する経済調査の実施
 - 特許出願に開示されたAIシステムが学習するのに使われるデータを寄託するシステムの実現性、コスト、メリットを検証
 - 意見募集で提起された問題への対処につき同じ考えを共有する国々やWIPO、EPOと連携
 - 技術系スタートアップや研究者を含むAIセクターとの連携のため他の政府系機関と協力 等

フランスで進歩性を特許要件に追加等

- 2019年5月22日、企業の成長及び変革のための行動計画に関する法律（PACTE法）を公布。
- 実用証の存続期間の6年から10年への変更（2020年1月11日施行）
- 特許の異議申立手続の創設（2020年4月1日施行）
- 特許審査において「産業上の利用可能性があり、新規性及び進歩性を有する発明は特許を受けられることができる」とし、進歩性がない場合に拒絶（2020年5月22日以降の出願に適用）
[PACTE法122条（フランス知的財産法第L612-12条第7項）]
- 仮特許出願制度を創設（2020年7月1日施行）

イタリアでPCT国際出願の国内段階への直接移行が可能に

- 2020年7月以降出願のPCT国際出願に適用

スイスで特許法改正の動き

- 2020年10月14日、スイス連邦参事会（内閣に相当）が、特許法改正案を公表。
- 2021年2月1日までパブリック・コメント実施
- 新規性・進歩性を含む全ての特許要件の審査の導入
- 実用新案制度（実体審査なし、期間10年）の導入 等

JETROデュッセルドルフ知的財産部の活動

- ・ 欧州IPG（欧州知財問題に関心のある日系企業等の情報交換活動等）の事務局
 - ・ 2020年度は会員向けに各種オンライン・セミナー（Brexit、ドイツ特許法改正、AI関連発明、データ保護、職務発明、最新判例等）、WIPO仲裁調停センターとの意見交換（オンライン）、欧州特許庁との意見交換（オンライン）を実施。
 - ・ 今年度も、セミナー等各種イベントを予定
- ・ 日系企業向けセミナーによる情報提供
- ・ 在欧日系企業と欧州知財関連機関・欧州企業等との意見交換
- ・ 欧州実務者に対する日本の知財制度に関する講演
- ・ 「欧州知財ニュース」による情報発信
- ・ ご訪問者へのご説明
- ・ 日本特許庁の欧州リエゾン機能
（日本特許庁からの出向者2名）



欧州IPGと欧州特許庁との意見交換（2019年）

欧州知財ニュース等の詳細はJETROウェブサイトをご覧ください

URL : <https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/>

ご清聴ありがとうございました

ジェトロ・デュッセルドルフ事務所知的財産部

patent_tcd@jetro.go.jp